

執行役の選任の方針

当社の企業理念である「経営の要旨」と、そこに示された当社の普遍的な使命をサステナビリティの視点から明文化した「サステナビリティ経営方針」、および中長期的に目指していくお客さまの視点から見た当社の姿を示す「住友生命ブランドビジョン」に則り、取締役会の決議により定められた職務の分掌に従い、委任された業務に関する事項の決定および執行を担うに足る十分な知識および経験ならびに高い見識を有すると認められることを執行役の要件とする。

なお、「執行役」については、保険業法第8条の2の定めに従い、以下の観点から、その適格性の確認を行うものとする。

1. 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していること。
 - a. 保険業法等の関連諸規制や「保険会社向けの総合的な監督指針」で示されている経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験を有していること。
 - b. 保険会社の業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験を有していること。
 - c. その他保険会社の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有していること。
2. 十分な社会的信用があること。